

平成24年度予算編成に関する基本方針

3月11日に発生した東日本大震災は、今日においても、被災地のみならず区民生活にも大きな影響を及ぼしている。こうした中で、平成24年度は、新しい基本構想のもと、住宅都市として発展を続けてきた50万都市杉並区の将来のさらなる発展の道筋を区民と共有し、総合計画に基づき、その新たなスタートを切る年である。

区民生活の安全安心の確保に責任を持つ区は、震災がもたらす様々な課題に真正面から取り組むとともに、基本構想・総合計画に基づき、その初年度にふさわしい予算を編成し、区民福祉のより一層の向上に努めていく必要がある。

一方、震災により大きく落ち込んだわが国の景気の動向は、一定の持ち直しの動きが指摘されているところであるが、その後の米欧の財政不安など海外経済の動向による急速な円高の進行等の下振れリスクを抱え、デフレの影響や雇用情勢の悪化等が懸念されるなど、不透明度は増している。平成22年度決算においては、基幹的な税収である特別区民税が前年度比5.9%の減収となり、財政の弾力性を示すものさしとも言える経常収支比率も84%となっている。今後も、区税収入等の大幅な伸びは期待できず、厳しい状況が続いていくものと見込まれる。

このような状況が続いていく中で編成する平成24年度予算は、新たな基本構想に基づき、50万区民の夢を実現するためのプランである総合計画の具体化を図り、区民の期待に応えていく必要がある。

そのためには、区政の第一線で区民と接する各部門が、区民の視点に立って創意と主体性を十分に発揮するとともに、歳入の確保に最大限努め、あらゆる無駄を排し、施策や事業の検証を強化し、その効率性や実効性を十分に高めていくことが何よりも求められる。

以上の点を踏まえ、平成24年度の予算編成は、以下の方針に基づき行うものとする。

記

1 全般的事項

(1) 新たな基本構想・総合計画との一体性の確保

平成24年度は、新たな基本構想・総合計画がスタートする年であり、総合計画の策定作業も予算編成作業と同時に進むことになる。このため、新年度予算の経費の見積りにあたっては、新たな総合計画の策定に向けた調書と整合させることとする。

(2) 区民生活の実態や地域特性の把握に努めること

厳しい景気状況や震災後の社会状況など、区民生活を取り巻く環境の変化や地域の実情等を十分に把握し、地域や区民のニーズを見極め、時宜を逸することなく必要な施策展開に努めること。

(3) 防災力の強化等への対応

区民生活の安全・安心を確保していくため、地域の防災力の強化や原子力災害に起因する不安解消などの対応について、十分に精査・検証の上適切に計上すること。

(4) 事務事業の検証と杉並版「事業仕分け」の活用

行政評価等を活用し、全ての事務事業について、「見直すべきもの」、「発展・継承すべきもの」、「新たに取り組むべきもの」の3つの視点に基づき、徹底した精査・検証を行い、必要な経費を見積もること。

また、平成23年7月に実施した杉並版「事業仕分け」について、その結果等に十分留意すること。

(5) 国・都の動向等の注視

国・都の動向に十分留意するとともに、区民からの陳情・請願、あるいは議会審議等を通じて出された意見・要望については、十分な検討を加えて見積もること。

特に、国庫支出金の一括交付金化や社会保障・税の一体改革といった国の施策の動向等を十分注視し、必要に応じて事業の見直しを行うなど、的確かつ迅速に見積もること。

(6) 枠配当の休止

平成24年度は、厳しい財政状況への対応が必要となることに加え、新たな基本構想・総合計画がスタートすること等から、各部局への枠配当については、引き続き休止する。

2 歳入

(1) 特別区税については、財政計画への影響が極めて大きいため、経済情勢の推移、区民所得の動向、過去における決算の状況、さらには、税制改正の動向等に十分な検討を加え、適切な資料に基づき正確性を期するとともに、可能な限りの収入を見積もること。

また、滞納整理の一層の促進など区税等の収納率の向上に向けた取組を強化することとし、最大限の歳入の確保に努めること。

(2) 税外収入についても、可能な限りの財源確保に努めること。

特に、国・都支出金については、関係法令の改正等その動向を十分注視し、内容を精査の上、見込まれる特定財源を可能な限り把握すること。

3 歳出

- (1) 既定事業のうち新規施策にかかる経費及び新規事業については、事業の必要性などを厳しく見極めるとともに、既定経費及び既定事業のスクラップ・アンド・ビルドを前提に見積もること。
- (2) 経費の積算にあたっては、必ず行政評価を踏まえ評価結果を的確に反映させ、所要経費を見積もること。
- (3) 投資事業については、新たな総合計画の策定に向けた調書と考えを一にする事業以外は、原則として計上しないこと。
- (4) 各種経費の積算にあたっては、平成23年度予算執行の状況と、諸物価の動向を考慮のうえ、削減に努めること。
- (5) 各種施設の維持管理経費について、効率的な施設運営に努めるため、保守点検業務委託標準仕様書及び保守点検業務委託積算基準に基づき、所要経費を見積もること。
- (6) 人件費の見積りについては、別途、通知する。
- (7) 補助金については、現行の考え方により積算し、所要経費を見積もること。

4 特別会計

特別会計については、設置の趣旨に基づき編成すること。特に、一般会計との均衡を失しないよう十分配慮し、合理的基準により経費を算出するとともに、収入の確保に努めること。

5 その他

予算の見積りについては、財務会計システムによることとし、見積方法等の事務処理については、別途通知するので遺漏のないよう留意すること。